

議案第39号

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部
を改正する条例について

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を別紙の
とおり改正する。

令和7年6月3日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部
を改正する条例

(沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36
年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

特別職報酬等審議会委員	日額 8, 100円	を
特別職報酬等審議会委員	同 8, 100円	に、
幼稚園嘱託医師及び薬剤師	年額 教育委員会が市長に協議して定める額	を
学校嘱託医師及び薬剤師	同 教育委員会が市長に協議して定める額	
学校嘱託医師及び薬剤師	年額 教育委員会が市長に協議して定める額	に、
空家等対策協議会委員	日額 8, 100円	を
学校評議員	年額 教育委員会が市長に協議して定める額	
学校運営協議会委員	日額 教育委員会が市長に協議して定める額	
幼稚園評議員	年額 教育委員会が市長に協議して定める額	
入札監視委員会委員長	日額 9, 800円	
空家等対策協議会委員	同 8, 100円	に
学校運営協議会委員	同 教育委員会が市長に協議して定める額	
入札監視委員会委員長	同 9, 800円	

改める。

(沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市立幼稚園(沼田市立学校設置条例(昭和39年条例第17号)別表に掲げる幼稚園をいう。以下同じ。)及び」を削り、「教育・保育を」を「保育を」に改める。

第7条中「市立幼稚園及び」を削る。

(沼田市立学校設置条例の一部改正)

第3条 沼田市立学校設置条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中

多那中学校	沼田市利根町多那732番地	を
利南幼稚園	沼田市栄町141番地	
薄根幼稚園	沼田市善桂寺町78番地	

多那中学校	沼田市利根町多那732番地	に
-------	---------------	---

改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金徴収条例の一部改正)

第4条 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金徴収条例(平成15年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条中「幼稚園及び」を削る。

(沼田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第5条 沼田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び沼田市立幼稚園」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

